

労働者派遣法に基づくマージン率の公開
【事業年度：2021/6/1～2022/5/31】

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。(派遣法第23条第5項)
マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入す)

派遣労働者の数	11人
派遣先の数	7社
マージン率	35.54%
労働者派遣料金	32,076円 (1日8時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	20,677円 (1日8時間当たりの平均)

マージン率に含まれる派遣事業運営経費

- *社会保険料：健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料等の事業主負担分
- *有給休暇費用：年次有給休暇取得時にかかる賃金
- *健康診断費用：一般検診及び生活習慣病予防検診の受診費用
- *募集費用：派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネットなど）
- *就業管理費用：派遣労働者の就業に関する費用
(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)

- *営業費用：営業スタッフの person 費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
- *営業利益：労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益